

史料紹介

古宇田 亮 修

当研究所では、平成一七年度（二〇〇五）より社会福祉法人錦華学院に所蔵される東京感化院時代の史料の翻刻公開を開始した。本号はその一〇冊目に当たる。過去九冊においては、第七号を除き明治期の日誌史料を中心として翻刻を掲載してきた。本号もまた、明治四一年と翌四二年の東京感化院の日誌類二冊の翻刻を掲載するものである。

当研究所がこのように継続して史料集を刊行することができるのは、常日頃より翻刻作業を精力的に進めていただいている北都古文書研究会の全面的な御協力によるものである。とりわけ会長齋藤博氏と森谷宏氏の両氏には厚く御礼申し上げる。なお本号の編集・版下作成は、筆者の担当になるものである。

〈史料 58〉 日誌 家族（明治四十一年）

当史料は、一二行書きの野紙で全二六一丁から成る和綴じ本であり、二六〇丁まで記載がある。記載期間は、明治四一年元日から大晦日までの一年分である。¹なお〈史料 57〉『教務日誌 教務課』（明治四十年四月〜明治

四十一年十二月)の後半と記載期間が重なるため、相互に参照することが可能である。記載者は一名と推測され、現時点では不明であるが、その筆跡から〈史料56〉『日誌 家族寮』(式号 明治三十九年十一月起)、『史料集(9)』(所収)の記載者と同一人物の可能性が疑われる。

当史料は、表紙写真からも分かるように虫喰いによる欠損部分が多く、ほぼ全丁にわたって虫喰い跡が見られる。とりわけ冒頭数丁の破損は特に酷い状態であり、解読不能箇所も多い⁽²⁾。巻頭の本文写真(七五丁目)にも、左上から「し」の形に伸びている虫喰い跡が確認されよう。

内容としては、表題にもあるように家族寮の日誌であり、〈史料52〉『日誌 家族』(明治三十八年一月起 第壹号)や〈史料53〉『日誌 家族』(明治三十八年十月起 第貳号)、『史料集(8)』(所収)、さらに〈史料56〉『日誌 家族寮』(式号 明治三十九年十一月起)と同系であると考えられる。

〈史料59〉日誌(明治四十二年)

当史料は、一二行書きの罫紙で全九五丁から成る和綴じ本であり、九四丁まで記載がある。表紙に一部虫喰いが見られる他は、判読に影響するほどの虫喰い跡はほとんど存在しない。記載期間は、明治四二年元日から同年一二月二九日までである。但し翻刻を見れば分かるように、日付と曜日(くわえて天気ならびに当直者)のみ記載されている日も多く見られる。なお〈史料60〉『日誌 家族』(明治四十二年)、『史料集(11)』(掲載予定)と記載期間が重なるため、相互に参照することが可能である。記載者は、その筆跡から清水橋村(孝教)と考えられる。

内容としては、庶務課の日誌と考えられ、〈史料23〉『日誌 庶務課』(明治三十七〜三十八年) (『史料集(5)』所収)ならびに〈史料55〉『日誌 庶務課』(明治三十九年度) (『史料集(8)』所収)と同系であると考えられる。

註

(1) 但し、一丁分未撮影につき、その箇所は翻刻を省略していることに注意されたい(一二月二〇日の途中から二二日の前半部分に当たる)。

(2) ある文字が解読不能か、文字の一部が読み取れるかという判断は読み手の意思や経験に関わるという点で主観的なものである。また当然ながら、原本は破損の危険性があるため、翻刻作業に当たってわれわれはデジタルスキニングされたデータを用いている。そのため、〈史料58〉の翻刻に当たっては、黒い部分をたんなる汚れと見るか、虫喰い跡と見るか、(文字の) 墨と見るか、その判断が難しい場面に多々遭遇した。

本書では翻刻に当って、

- ① はっきりと読み取れる文字(すなわち通常の文字)の場合には、網かけで表記しない、
- ② 文字が不鮮明な場合(虫喰い等により文字の部分が欠損している場合)には、網かけで表記する、
- ③ 解読不能文字(完全に文字が欠損している場合を含む)の場合には、□(字数が推定できる場合)もしくは「……」(字数が推定できない場合)で表記する、

という三種の表記を使い分けたが、何れを採用したかという最終判断は筆者の責任である。

(当研究所主任研究員)